

村井ひでき通信

増刊号

【消費税引上げと軽減税率 編】



衆議院議員 村井ひできです。

去る6月26日、私にとって初めての本格国会となる150日間の通常国会が閉会しました。衆議院厚生労働委員会の委員として現場の声を国政に届けると共に、党の中小企業・小規模事業者政策調査会・金融調査会の事務局次長として、アベノミクスの3本目の矢：成長戦略の策定にも全力で取り組んできました。8月のお盆明けに国政報告会を予定しておりますので、皆さん是非お越し下さい。(詳細は裏面)

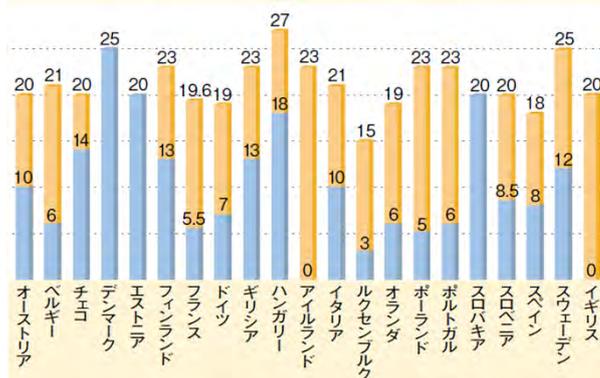
今回のテーマは、参議院選挙後に大きな国政のテーマとなりそうな「消費税引上げと軽減税率」です。

軽減税率とは？

安倍政権では、今後経済状況の好転を着実なものとしながら、また経済への悪影響を最小限に抑え込みつつ、消費税率を来年4月に5%から8%へ、2015年10月に10%へ引き上げる予定です。その際、一つの大きな論点となっているのが、「軽減税率」の導入です。

「軽減税率」とは、生活必需品などの消費税率を通常の税率よりも低くする税制のことです。欧州諸国では、消費税率が高い一方「軽減税率」を導入している国が多く、所得の低い方に配慮する観点から、わが国でも導入すべきという主張があります。

【欧州における標準税率と食料品に対する適用税率】



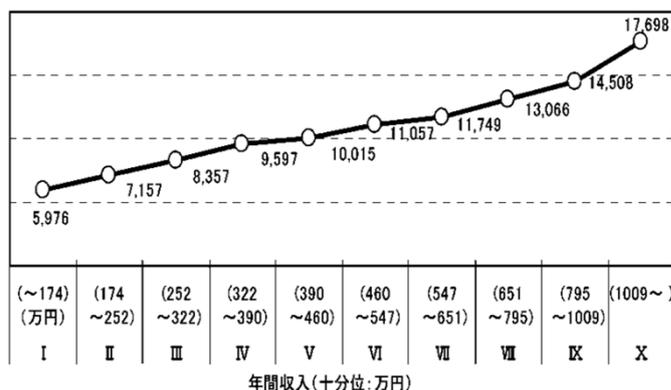
問題点その①：誰の負担が軽減されるか？

しかし、村井ひできは、この軽減税率の導入には、いくつかの問題点があると考えます。一つ目が、「軽減税率の導入で最も負担が軽減されるのは、誰か？」という問題です。そもそも消費税は、逆進性(所得の低い方の負担が相対的に重くなること)があるとされており、軽減税率を導入すべきという主張の根拠も、こうした低所得者に対して何らかの対応が必要だからというものです。

しかしながら、軽減税率の導入で一番負担が軽減されるのは、実は所得の高い層です。右の図を見てください。これは、英国の税制(食料品は原則0%)を日本で採用した場合にどれくらい負担が軽減されるかを収入階層ごとに示したものです。これを見ていただくと分かる通り、軽減税率の導入で、所得の最も高い

方々は、月に1万7,698円も得をする一方、所得の低い方々は、月に5,976円しか負担が軽減されません。

【軽減税率等による受益額の推移】
(イギリスの付加価値税率を適用した場合)



【国会事務所】〒100-8981 千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館911号室

TEL 03-3508-7467 FAX 03-3508-3297

【地元事務所】〒330-0061 さいたま市浦和区常盤9-27-9

TEL 048-711-3241 FAX 048-711-3242

問題点その②:対象の線引きが困難

二つ目が、生活必需品を軽減税率の対象にするとして、「何が生活必需品なのかを合理的に決定できるか？」という問題です。

“生活必需品”と言っても、どこまでがそれに当たるかを決めるのは非常に困難です。お米やパンは生活必需品として、サンドイッチは？ハンバーガーは？牛丼は？はたまた、松坂牛を使った牛丼は？と考えていくと、線引きは容易ではありません。実際、諸外国においては、政治力の強い業界の商品が軽減税率の対象品目となる現実があります。右の図をご覧くださいと分かる通り、例えばフランスでは、キャビアは輸入品であるため標準税率の19.6%、フォアグラとトリュフは国内産業を保護するために軽減税率の5.5%です。同じくマーガリンは標準税率、酪農家の強い政治力がバックにあるバターは軽減税率の対象となっています。

我が国においても、一度、軽減税率を導入してしまうと、何を対象品目とするかを巡って、果てしない政

治的な駆引きが始まってしまう、また、毎年の税制改正で次々と軽減税率の品目が広がることで、そもそもの目的であった社会保障のための必要財源が賄えなくなるおそれもあります。事実、イギリスでは、軽減税率の対象が広がり過ぎて、消費税1%分の税収が本来の6割程度になってしまっています。その結果、必要な税収を確保するためには税率をどんどん上げるしかなく、標準税率は20%まで高くなっています。

標準税率(19.6%)	軽減税率(5.5%)
 キャビア	 フォアグラ トリュフ
 マーガリン	 バター

問題点その③:高すぎる事務コスト

さらには、現実の執行面の問題もあります。イギリスでは、ケーキは0%の軽減税率、チョコのかかったビスケットは20%の標準税率がかかります。右の写真は、ジャファケーキというイギリスの伝統的なお菓子ですが、これをチョコのかかったビスケットとみるか、ケーキとみるかで、業者と課税当局が争い、10年以上にわたる裁判になりました。イギリスでは、こうした事例が頻発し、企業や事業主が消費税(付加価値税)のコンプライアンスコスト(法令順守にかかる費用)に悲鳴を上げています。また、仕組みが複雑であるため、「ズルをする人が得できる」制度になってしまっています。

現在、我が国の世論調査では、肯定的な意見が多い軽減税率ですが、以上のような理由から、村井ひできは、軽減税率の導入は慎重にすべきと考えており

ます。また、消費税のもつ逆進性への対応については、原則として、所得税などを含めた税制全体で考えるべきだと思いますし、それでも足りない場合は、低所得者の方への簡素な給付措置を検討すべきであると考えます。

こうした論点について、皆様の声を是非お聞かせ頂きたいと考えておりますので、国政報告会にご参加頂きご意見頂けますよう、よろしくお願い致します。



英国の伝統的なお菓子
ジャファケーキ
⇒チョコのかかった
ビスケットか？
ケーキか？

国政報告会のご案内

■ 緑区

平成25年8月20日(火)
18:30開場 19:00開会
プラザイースト(第7・8セミナールーム)

■ 見沼区

平成25年8月22日(木)
18:30開場 19:00開会
片柳コミュニティセンター(多目的ルーム)

■ 浦和区

平成25年8月21日(水)
18:30開場 19:00開会
浦和コミュニティセンター10階 13集会室

■ 岩槻区

数か所で8月下旬～9月上旬に開催予定です。詳細が決まり次第、改めてご案内いたします。



安倍総理に、中小企業関連の政策案について説明しました。



党本部において、岩槻人形のPRを行いました。隣は安倍総理。

衆議院議員 村井ひできミニプロフィール

昭和55年さいたま市生まれ。浦和市立別所小学校、東京大学卒業。平成15年財務省入省。米ハーバード大学大学院修士・ケネディ行政大学院客員研究員を経て、主税局課長補佐、参事官補佐。平成23年10月財務省退官。平成24年12月 第46回衆議院議員総選挙において96242票を頂き初当選。現在、厚生労働委員、科学技術イノベーション推進特別委員、自民党青年局長、中小企業・小規模事業者政策調査会事務局次長、金融問題調査会事務局次長。33歳。